

石狩市石狩浜海浜植物保護センター条例施行規則の一部改正について(原案)

1 改正の内容

石狩浜海浜植物保護センターの開館時間を変更するため、石狩市石狩浜海浜植物保護センター条例施行規則の一部を改正します。

【改正する条項】

・第2条(開館時間及び休館日)

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------|-------------------------|
| 【開館時間】 午前9時から午後5時まで | 【開館時間】 午前10時から午後4時まで |

2 改正の背景

現在の開館時間は、石狩浜海浜植物保護センターが開設した平成12年に制定しましたが、管理体制を直営方式に変更したことに伴い、業務内容や人員配置体制を見直すため、開館時間を見直します。